

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第二十一号

昭和四十二年六月二十八日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞穂君

理事 神田 博君

理事 中川 俊思君

理事 三原 朝雄君

理事 八木 昇君

進藤 一馬君

野田 武夫君

石川 次夫君

大橋 敏雄君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

厚生省年金局長 伊部 英男君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省石炭保安局長 中川理一郎君

工業技術院長 馬場 有政君

委員外の出席者

通商産業省石炭局計画課長 佐藤淳一郎君

通商産業省石炭局調整課長 千頭 清之君

通商産業省石炭局炭業課長 小林 興正君

通商産業省石炭局産炭地域振興課長 飯島 三郎君

本日の會議に付した案件

石炭鉱業年金基金法案(内閣提出第一四〇号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

○多賀谷委員長 これより會議を開きます。
去る六月七日付託になりました内閣提出石炭鉱業年金基金法案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。坊厚生大臣。

石炭鉱業年金基金法案

石炭鉱業年金基金法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立及び会員(第六条・第七条)

第三章 管理(第八条―第十五条)

第四章 基金の行なう事業(第十六条―第二十条)

第五章 費用の負担(第二十一条・第二十二条)

第六章 財務及び會計(第二十三条―第二十九条)

第七章 監督(第三十条―第三十二条)

第八章 雑則(第三十三条―第三十七条)

第九章 罰則(第三十八条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(基金の目的)

第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことに

より、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 石炭鉱業年金基金(以下「基金」という)は、法人とする。

(登記)

第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二章 設立及び会員

(設立)

第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

(会員)

第七条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

2 基金が第十八條第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主(前条に規定する事業主である者を除く)は、当然、基金の会員となる。

第三章 管理

(定款)

第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事務所所在地

二 会員に関する事項

三 總會に関する事項

四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項

六 事業に関する事項

七 掛金に関する事項

八 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

ば、その効力を生じない。

(役員)

第九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、政令の定めるところにより、会員法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。)のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合において、監事が基金を代表する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十一条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(總會)

第十二条 總會は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が會議に付議すべき事項及び

招集の理由を記載した書面を理事長に提出して
総会の招集を請求したときは、理事長は、その
請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し
なければならない。

2 総会に議長を置く。議長は、理事長をもつて
充てる。

3 前二項に規定するもののほか、総会の招集、
議事の手続その他総会に關し必要な事項は、政
令で定める。

第十三条 次に掲げる事項は、総会の議決を経な
ければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他定款で定める事項

2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事
長において総会を招集する暇がないと認めると
きは、総会の議決を経なければならない事項で
臨時急務を要するものを処分することができ
る。

3 理事長は、前項の規定による処置について
は、次の総会においてこれを報告し、その承認
を求めなければならない。

4 総会は、監事に対し、基金の業務に關する監
査を求め、その結果の報告を請求することがで
きる。

(総代会)

第十四条 基金は、定款の定めるところにより、総
会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、政令の定めるところにより、會員の
うちから選舉する。

3 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の
総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に規定するもののほか、総代会の招
集、議事の手続その他総代会に關し必要な事項
は、政令で定める。

(運営審議会)

第十五条 基金に、運営審議会(以下「審議会」と
いう)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務
の運営に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見
を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学
識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱す
る。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、定款で
別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四章 基金の行なう事業

(坑内員に關する給付)

第十六条 基金は、第一条の目的を達成するた
め、石炭鉱業を行なう事業場において會員に使
用される厚生年金保険の第三種被保険者たる勞
働者(以下「坑内員」という)の老齢について、
年金たる給付の支給を行なうものとする。

2 基金は、定款をもつて、年金額、支給資格期
間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に
關し必要な事項を定めなければならない。

第十七条 基金は、政令の定めるところにより、
坑内員又は坑内員であつた者の死亡に關し、一
時金たる給付の支給を行なうことができる。

(坑外員に關する給付)

第十八条 基金は、前二条の事業のほか、會員
(第七條第二項に規定する事業主を含む。以下
この項において同じ。)の二分の一以上の者が希
望したときは、石炭鉱業を行なう事業場におい
て會員に使用される厚生年金保険の第一種被保
険者又は第二種被保険者たる労働者(石炭の採
掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政
令で定める業務に従事する者を除くものとし、
以下「坑外員」という)の老齢について、年金た
る給付の支給を行なうことができる。

2 第十六條第二項の規定は、前項の年金たる給
付について準用する。

3 基金は、第一項の事業を行なう場合には、政
令の定めるところにより、坑外員又は坑外員で
あつた者の死亡に關し、一時金たる給付の支給

を行なうことができる。

(裁定)

第十九條 年金たる給付及び一時金たる給付を受
ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権
者」という)の請求に基づいて、基金が裁定す
る。

(準用規定)

第二十條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第
百十五号)第三十七條、第四十條の二及び第四十
一條第一項の規定は、年金たる給付及び一時金
たる給付について、同條第二項の規定は、一時金
たる給付について準用する。この場合において、
同法第四十條の二中「社会保険庁長官」とあ
るのは「基金」と、同法第四十一條第一項中「老
齡年金、通算老齡年金又は脱退手当金」とある
のは「年金たる給付」と、それぞれ読み替へるも
のとする。

第五章 費用の負担

(掛金)

第二十一條 基金は、事業に要する費用に充てる
ため、掛金を徴収する。

2 會員は、政令の定めるところにより、掛金を
負担し、及び納付する義務を負う。

3 掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給
付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額
に照らし、厚生省令の定めるところにより、將
来にわたつて、財政の均衡を保つことができる
ように計算されるものでなければならない。か
つ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再
計算されなければならない。

(準用規定)

第二十二條 厚生年金保険法第八十三條(第一項
を除く。)及び第八十五條の規定は掛金につい
て、同法第八十六條(第三項を除く。)、第八十
七條(第六項を除く。)、第八十八條及び第八十
九條の規定は、掛金その他この法律の規定によ
る徴収金について準用する。この場合において、
同法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條
第一項、第二項及び第五項並びに第八十七條第

一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第
八十六條第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、
同法第八十五條第三号中「被保険者」とある
のは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六條第
一項、第四項及び第五項中「第八十五條」とある
のは「第二十二條」において準用する厚生年金保
險法第八十五條」と、同法第八十七條第一項中
「前條第二項」とあるのは「第二十二條」において
準用する厚生年金保険法第八十六條第二項」と、
それぞれ読み替へるものとする。

2 基金は、前項において準用する厚生年金保険
法第八十六條第五項の規定により国税滞納処分
の例により処分をしようとするときは、厚生大
臣の認可を受けなければならない。

第六章 財務及び會計

(事業年度)

第二十三條 基金の事業年度は、毎年四月一日に
始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算)

第二十四條 基金は、毎事業年度、予算を作成
し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けな
ければならない。これに重要な変更を加えよう
とするときも、同様とする。

(決算)

第二十五條 基金は、毎事業年度、当該事業年度
終了後三月以内に、厚生省令の定めるところに
より、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並
びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事
の意見をつけて、厚生大臣に提出して、その承
認を受けなければならない。

(借入金の制限)

第二十六條 基金は、借入金をしてはならない。
ただし、基金の目的を達成するため必要な場合
において、厚生大臣の承認を受けたときは、こ
の限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十七條 基金は、政令の定めるところによ
り、年金たる給付及び一時金たる給付に充てる
べき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十八條 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)

第二十九條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 監督

(報告書の提出)

第三十條 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十一條 厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基金に対する命令等)

第三十二條 厚生大臣は、前條の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生大臣の処分違反していると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていと認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定

めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができ。

3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第八章 雑則

(不服申立て)

第三十三條 年金たる給付又は一時金たる給付に關する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

3 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)

第三十四條 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二條において準用する厚生

年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(届出等)

第三十五條 会員は、厚生省令の定めるところにより、坑内員(基金が第十八條第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。次項において同じ。)に關する厚生年金保険法第十八條第一項の規定による通知につき同法第二十九條第一項の規定による通知があつた事項その他厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 坑内員は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

(解散)

第三十六條 基金の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第三十七條 この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第九章 罰則

第三十八條 第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する場合

においては、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四章に規定する事業以外の事業を行なつたとき。

三 第二十八條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

四 第三十條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第三十二條第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十條 基金が、第三十條第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を一万円以下の過料に処する。

第四十一條 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 会員が、第三十五條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 坑内員又は坑外員が、第三十五條第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して、三十人以上の設立委員を、第六條に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

2 設立委員は、この法律の施行の日から五月以

内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

5 設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

6 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7 設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。

8 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者(法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。)のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

9 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

10 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

11 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

12 基金は、設立の登記をすることによつて設立する。

13 前各項に規定するもののほか、基金の設立に

関し必要な事項は政令で定める。

(協議)

第三条 厚生大臣は、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)が施行されている間は、第八条第二項の認可をし、又は第三十二条第二項の規定による命令をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に石炭鉱業年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)

第五条 基金の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える

ノ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第

律第

号)

(厚生省設置法の一部改正)

第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六十二号の五を第六十二号の六とし、第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二の三 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、

その他監督上必要な命令又は処分をするこ

と。

第十四条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 石炭鉱業年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の四」を「第六十二号の五」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。

第十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び厚生年金保険法(昭和十九年法律第十五号)第九十条(同法第六十九号)において準用する場合を含む。以下同じ。」を「厚生年金保険法(昭和十九年法律第十五号)第九十条(同法第六十九号)において準用する場合を含む。以下同じ。及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第

号)第三十三

条第一項」に改める。

第三条中「若しくは厚生年金保険法第九十条」を「厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」に改め、同条第二号中「又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は石炭鉱業年金基金」に改める。

第四条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第九条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。

第十九条中「厚生年金保険法第九十条」の下に「石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を加

え、「及び厚生年金保険法第九十一条(同法第六十九号)において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。」を「厚生年金保険法第九十一条(同法第六十九号)において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」に改める。

第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「並びに石炭鉱業年金基金」を、「加入員」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員」を加える。

第三十二条第一項中「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金基金連合会第九十一条」を「厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」に改め、同条第五項中「第六十四号第二項」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第二十二

条第一項」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項の次に次のように加える。

十五の二 石炭鉱
業年金基金
(昭和四十二年法律
第 号)

事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

理由

石炭鉱業の坑内労働者の老後の生活の安定に福祉の向上に寄与するため、石炭鉱業の事業主が共同してこれらの労働者の老齢について必要な給付を行なうための組織として、石炭鉱業年金基金を設立させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坊国務大臣 ただいま議題となりました石炭鉱業年金基金法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

石炭鉱業の現状にかんがみ、政府としてはその抜本的安定をはかるための諸施策を講ずることとしておりますが、石炭鉱業が今後長期にわたり安定していくためには、労働力を安定的に確保する必要があります。このため抜本的安定政策の一環として、石炭鉱業の坑内員の老後の生活に特別の配慮を加えるために石炭鉱業の事業主が共同して行なう老齢年金制度の実施をはかることとしたのであります。

その実施の方法といたしましては、石炭産業の坑内員も厚生年金保険法の適用を受けているのでありますから、まず厚生年金基金の活用が考えられるのであります。厚生年金において坑内員は特別の取り扱いがなされているため、坑内員につ

いて厚生年金基金をつくることは、その仕組みから見て財政的にきわめて困難なのであります。こうした理由から石炭鉱業の全事業主が共同して老齢年金給付を行なう組織として、石炭鉱業年金基金をつくる道を講じようとする次第であります。以下、法案のおもな内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

第一に、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうため、石炭鉱業の事業主が共同して特別法人である石炭鉱業年金基金を組織することとしております。

第二に、石炭鉱業年金基金の事業は、坑内員の老齢につき年金たる給付を行なうほか、坑外員を使用する事業主が希望したときは、坑外員の老齢につき年金たる給付を支給することができるとしております。

第三に、石炭鉱業年金基金は、事業に要する費用に充てるため事業主から掛け金を徴収することとし、掛け金の滞納があった場合には、国税滞納処分の例により処分することができるとしております。

第四に、厚生大臣は、石炭鉱業年金基金に対して、報告の徴収、立ち入り検査その他必要な監督権限を有することとしております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○多賀谷委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。
暫時休憩いたします。
午前十四時四十分休憩

午前十四時四十分休憩

午前十四時五十分開議

○多賀谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。
岡田利春君。

○岡田(利)委員 今年度の石炭特別会計の中で、産炭地域振興対策として、いわゆる活性炭工場建設が予定をされておられるわけです。この点について、今日どういう考え方で検討を進められておられるのか、まず説明を賜わりたいと思います。

○井上(憲)政府委員 ただいまお話のありました活性炭の問題につきましては、これは従来工業技術院の傘下の試験所におきまして活性炭の研究を続けてまいりましたわけですが、今日よりややく実用化の段階に入った模様でございます。この事実に基づきまして、私もいたしましては、本年度の予算編成に際しましては、産炭地域振興事業団のいわゆる出資業務といたしましては、出資業務につきましては、すでに昨年一つやったわけでございますが、本年度は、この活性炭をつくる工場につきまして政府出資をして、新技術の工業化をいたしたいというふうに考えておるのでございまして、ただいま産炭地域振興事業団をはじめ研究者あるいは関係企業におきましてこの企業化の話を進めようという段階でございます。今日の見通しでは大体秋ごろにはまず企業主体をどうするかというようなことを決定するような運びにまで持っていきたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 わが国の活性炭の製造の歴史的な経過というものはどういふ状態にあるのか、そしてまた、現状の活性炭製造についてはどういふ状態にあるのか、お伺いしたいと思っております。

○飯島説明員 活性炭の製造につきましては歴史的経過としましては、従来活性炭につきましては、一つは木炭を原料としてつくっておりました。それから同時にフィリピンあたりのヤシのから、これを輸入しまして製造しておりました。そこで歴史的には、御承知のように、戦時中

にもございまして、さらには、最近におきましては薬品の原料——御承知のように活性炭をもった薬品というものがいろいろ出ているわけでございますが、そういう面でも使われてきております。さらには上水道の浄化装置に浄化用の活性炭というところで使われております。

私どもがこの活性炭に着目いたしましたのは、一つには御承知のように、最近産炭公害の問題、特に塩害の問題というのが非常にクローズアップされておまして、特に発電所の公害防止という観点からの活性炭というものの潜在的な需要が非常に大きいわけでございます。こういうものを石炭の需要の拡大という面と結びつけて何か企業化ができないだろうかということで前々から関心を持っていたわけでございますが、幸い工業技術院の資源技術試験所、ここで相当研究を進めておりました。その研究成果も出てまいりましたので、四十二年度としてその企業化をはかるということで、金額としましては五千万円を予算として計上しまして、事業団を通じて出資するという形を考えたわけでございます。

○岡田(利)委員 これからの活性炭の需要見通しは一応どういふかに判断されますか。

○飯島説明員 活性炭の需要見通しにつきましては、一つは量の問題もございまして、量の問題と関連しましてやはりコストの問題、価格の問題がございまして、現在の価格につきましては、種類によつて違いますがございまして、ものによってはトン当たり四十万円というような値段もしているわけでございます。ところがこの四十万円というような値段で塩害防止というようなものに使うわけにはまいりませんので、われわれの計画としましては、これをできることなら十万円台にしたい。十万円台にしますと、相当需要の面で想定できるのじゃないかというように想定しているわけでございます。

量としましては、現在一部輸入されておまして、輸入されておるものも含ましておおよそ三万トンから五万トンというような数字になってお

ります。将来の需要の想定につきましては正確な数字はつかみ得ないのでございますけれども、いざいざしても産業公書面に使われるということになりましては相当な量になつてくるのではないかと、いふふに想定しております。

○岡田(利)委員 現在のが国の活性炭の一年間の生産量はどの程度ですか。

○飯島説明員 先ほど申し上げましたように、一部輸入されておりますが、国内の生産は大体二万トン程度、メーカーとしては、現在つくつておるメーカーは三社ございます。大手が一社、それから中小が二社程度ということになっております。

○岡田(利)委員 零細企業が非常に多いわけですが、零細企業を含めればまだ二十五社程度加工しているんじゃないですか。

○飯島説明員 私先ほど申し上げましたのは、やはり規模としては相当大きなものでございまして、そのほか一種の案内工業のような形で、木炭を使って簡単につくつてゐる業者もございまして、これにつきましては、お話しのように二十社以上あるというふうに承知いたしております。

○岡田(利)委員 二万トン程度の生産をされている原料のうち、主たる原料は何ですか。

○飯島説明員 原料としては、先ほど御説明申し上げましたように、一つは木炭、もう一つは輸入のヤシのから、これがほとんどでございます。石炭を使つてゐるというの、ちょうど資源技術試験所が研究をして、一部製品もできておまして、それが初めてであるというふうに承知しております。

○岡田(利)委員 活性炭製造工業企業化調査委員会というのがあるわけですが、このメンバーはどういうメンバーですか。

○飯島説明員 企業化調査委員会は、事業団が出資を行なう関係上、事業団の一つの組織として設立されているものでございます。この構成者は、一つは現に活性炭をつくつておる方、それから

非常に関心を持つておられて、将来製造事業に乗り出すのではないだろうかと思はれる方、それから資源技術試験所の研究員の方、それからプラントが非常に関係しますので、プラントメーカーの方、それから石炭業者の方、そういう方々で構成されております。

○岡田(利)委員 今年度の予算によれば、融資が六〇%まで引き上げられて、特に活性炭の工場に對しては、五千万円の出資をする、こういう予算が計上されておるわけですか。この予算を想定した製造規模はどの程度ですか。

○飯島説明員 現在、私のほうは正式には先ほどの委員会からの報告に基づきまして企業化を進めていくという形になっておるわけでございますが、私のほうは予算要求の過程でいろいろな資料に基づきまして想定しましたものでは、設備投資の金額が約四億二千万円というふうに考へております。そのうち、資本金としては、政府出資金五千万円を含みまして一億円、一億円のうち残りの五千万円につきましては、それぞれ関係の民間の出資者によって構成していく、それから残りの三億円、これにつきましては新会社ができるわけでございますが、新会社を中心としてその資金を負担していくわけでございます。そのうち相当部分は産炭地域振興事業団の設備資金の融資というところでまかなつていきたいというふうに考へております。

○岡田(利)委員 いまこの企業化委員会以外に活性炭の製造研究をやつてゐるところはありますか。

○飯島説明員 私のほうの承知しております範囲では、石炭業者の關係で三社ほどございます。それから先ほど御説明申しました薬品メーカーというふうなところでも、まだ調査段階でございますが、調査されておるところもございまして、それからプラントメーカーの關係のところでも、一部製品を出しているところもございまして、それからさらに研究を進めてゐるところもございまして、

○岡田(利)委員 そういたしますと、この民間出資の対象はどの程度考へておられるのですか。いわゆる石炭会社もあれば薬品メーカーもある、そういう全体を対象にしておるのか、あるいは特定のものを対象にしておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○飯島説明員 民間の出資者につきましては、やはり産炭地域振興政策という観点からの新会社の設立ということをお考へしておりますので、一つはできるだけ均等の機会を与えていくという観点が必要でございますし、一方におきましては、その設立した会社ないしは事業の運営というものができただけ能率的に進められていかなければいけません。したがしまして、あまり船頭多くして事業の能率が上がらないということは、できるだけ排除していかなければならないというふうに考へておるわけでございます。

そういう観点から四十一年度予算におきまして実施しました日本軽量骨材の場合は、先ほど申しました二つの観点を十分加味しながら、結果におきましては資本金一億円の会社ができたわけでございますが、そのうち五千万の民間出資分につきましては、合計八社が参加したわけでございます。そのうちにはいわば幹事会社といひますか、政府の出資に次ぎまして大口の出資をした会社がございまして、これが實際上の運営の中心になつてゐるという形で会社ができたわけでございます。おそろく活性炭の場合も、そういうような形で新しい会社といふものが進められていくのではないかと、いふふに想定してゐます。

○岡田(利)委員 先ほど大体十萬圓以内でできる活性炭を製造するのだ、そういういたしますと、原料価格から考へて大体それに伴う生産規模といふものがおのずからきまつてくるのじゃないかと思ひます。しかし伝へ聞くとところによると、当初一萬トンのキャパシティで工場をつくるという方向が最近漸次縮小の議論が多くなつてゐる。こういうぐあいに私は聞いているのですが、いかがですか。

○飯島説明員 先ほどの、トン当たりの価格は十萬圓台にしたい——したがしまして、私どもの水準としましては一時十七萬圓という金額を出したことがございまして、少なくとも二十萬圓台を割りまして十萬圓台にしていきたいという目標でございます。

それからこの規模でございますが、私どもの当初の計画では、一萬トンという計画でございまして、この点につきましては、現在ちょうど企業化委員会で議論していただいている段階でございまして、確かに一部の方には当初から一萬トンというのが大き過ぎるじゃないかという御議論もございまして。しかし一方におきましては、やはりこのコスト低下をはかつていくという観点からいいますと、一萬トンでも小さいじゃないかという議論を出される方もあるわけでございます。そういう実情でございます。いざいざにいたしまして、客観的な立場からの企業化委員会の結論というものをできるだけ尊重してやつていきたいというふうに考へております。

○岡田(利)委員 しかし、当初活性炭工場の建設を産炭地域振興計画の一環として踏み切るというにあつた、画期的なものが国の活性炭の製造を行なうのだ、こういう形ではスタートしたと思はれるわけですが、したがつて、当初の計画は一萬トンの生産規模で大体七萬五千程度のトン当たり活性炭を製造する、それに伴う変動費、固定費といふものを一応想定をして、大体今年度予算化したというのが、私は今年度予算に踏み切つた理由ではないか、こう思ふわけですが、それから見ると、いまの答弁といふのはいふぶん後退をし、さらに不安定要素があつて、その規模が半分程度になるのではないか、こう予想されるような気がするのです。この間何かいきさつがあるのですか。技術的な問題ですか。

○飯島説明員 この技術面からのいきさつというものは、私のほうの承知している範囲では、そんなに大きな違いは出ていないというふうに見えてゐるわけでございます。

ただ、その委員会に参加しているプラントメーカーの関係のところ、ある程度現在生産しているわけでございしますが、その技術的な方式と、それから当初の資源技術試験所の方式というものをどう加味していったらいいだろうかというような議論が行なわれておりまして、そういう点はあるのでございしますが、全体としましては、特に当初の想定よりも大きく変わっている点はないというふうに考えております。

なお、私のほうの考え方としては、委員会の御意見をできるだけ尊重してやっていくつもりでございしますが、少なくとも全体の姿勢としては、当初よりも後退しているという点はないつもりでございします。

○岡田(利)委員 どうも答弁がある程度抽象的なんですが、一応活性炭の将来の需要見通しについては、潜在需要も含めて十六万五千トンぐらいが見込まれるのではないかと、こういわれておられるわけですが、しかも、諸外国の活性炭工業の実情を見れば、技術的に見てもそう進んでおるところはないわけですね。そういう意味では、私はこの国際的な研究、この工場というものは画期的なものになるのではないかと、こういう期待を寄せているわけなんです。しかも、今国会で公害基本法を提出されておりますし、最近特に大気汚染関係をはじめとする諸対策は国民世論として非常に高まってきておられるわけですから、やはりこの間の情勢に処するような面というものが私は必要ではないかと思うわけなんです。そういう立場からすれば、私は単に産炭地振興の一環としてこの活性炭に踏み切る、この製造を行なうというだけではなくして、そういう総合的な潜在需要というものを呼び起こしていく政策というものがあわせてとられなければならないか、こう考えるわけですが、

そういう面についても、特にこの議論というものが具体的に行なわれておられるかどうか、あるいはまたそうではなくして、当面の潜在需要に対処して一応この工場建設に踏み切ろうとしておられるか、この間の事情を承っておきます。

○飯島説明員 いずれにしましても、問題は、一つはコストがどの程度で企業化できるかという点が一つのポイントになるわけでございします。それからもう一つは、同時に製品の質というものもあるわけでございします。委員会の結果を待ちましても、この需要拡大のために相当積極的に出ていけるというような結論が出ましたならば、その需要の開拓というものは、もちろん積極的にやっております。

なお、この予算化にあたりましては、私どもは通産省の内部の産業公害を担当しております企業局とも十分話し合まして、企業局からの要請も強かったわけでございします。少なくともそういう産業公害の面からの要請にもこたえられるような品質、価格、量というものもできるだけこの産炭地事業の面で確保していきたい。同時に、これが石炭の需要確保にもつながる問題でございします。そういう観点から、少なくともこの産炭地振興の政策の面であらうと、先ほど申しましたように、委員会側の報告というものはできるだけ尊重していかねければいけないというふうに考えておられるわけでございます。

○岡田(利)委員 私は、この活性炭製造は消極的でなく、産炭地振興の面でもとらえるのか、それとも立ちおくれしているこの活性炭工業の近代化、この方向に踏み切り、しかも諸外国に比べても先進的なものが国の活性炭工業の近代化をはかる、こういう積極的な面がとらえられていくのか、これによって考え方がずいぶん変わってくると思うのです。少なくとも前向きでこの活性炭工業の積極的な近代化、こういう面でもとらえらるべきではないか。それがひいては石炭の需要拡大につながる、しかも原料は石炭でありますから、産炭地周辺においてその工場が営まれる、これが産炭地振興につながる、こういう考え方は、これが正しいのではないかと、思うのですが、いかがですか。

○飯島説明員 御承知のように、産業公害対策の

面からの、特に煙害防止と大気汚染防止という観点からの問題につきましては、工業技術院のほうで大型プロジェクトということで非常に重点的な研究として進められているわけでございします。そういう面は、まさに現在の産業公害防止という面からの大きな柱の一環として技術的な研究が進められているわけでございします。その過程におきまして、ちょうど資源技術試験所のほうの研究のあらたな成果が出たものを産炭地振興対策のほうに結びつけてまして、これを産炭地事業として育成していきたいという考え方に立ったわけでございします。したがって、産炭地振興対策としてこの事業を進めますことは、同時に産業公害の防止の面にも大きく役立っていく、さらにそのことは大気汚染防止のための大型プロジェクトの研究というもののにも相当程度寄与していくのじゃないかと、いうふうに考えておられるわけでございします。そういうことで、産炭地振興対策として取り上げること、同時に産業公害防止対策にもつながるのだというように考え方で進めるわけでございします。

○岡田(利)委員 大体製造される活性炭は、実は用途がいろいろ多岐にわたっておられるわけですね。しかし、いまいわれる産業公害防止という面が力説をされ、この面における需要の拡大というものが一番見込まれる、急速にこの面は伸びていくだろう、こういう想定をされるわけですが、今度の計画で製造が行なわれる石炭活性炭の場合には、従来のいろいろ多岐にわたる活性炭利用の分野については十分活用できる、こういうものなのか、それともこれは産業公害を主として考えざるを得ないだろう、こういう前提なのか、この点はいかがでしょうか。

○飯島説明員 先ほど御説明申し上げましたように、中小メーカーも現在おられるわけでございします。それから同時に大手のほうでもつくっておられます。一定の需要分野は確保しておられるわけですが、私のほうの方針としまして、できるだけ既存のメーカーの方、特に中小零細メーカーの方、こういうものとはできるだけ分野の競合は避

けていくというふうな方針で臨んでおります。したがって、必要の増大分ないしは新規の需要面というものをできるだけ考えていくという考え方で進めておられるわけでございします。そうなりますと、やはり今後とも需要の伸びが想定されます産業公害、特に先ほどの大気汚染の防止なりそれからさらに上水道の浄化装置あるいは下水の浄化装置というような面はまだ相当未開拓の分野でございまして、こういう面の開拓というものはできるだけ考えていかなければならないというふうに考えているわけでございします。

○岡田(利)委員 先ほど活性炭製造工業企業化調査委員会の構成についてお伺いしたのですが、その構成員の内容を具体的に説明できせんか。調査委員会の構成員の会社もしくは委員の名前を具体的に知らせ願えませんか。

○飯島説明員 手元に資料がございませんので、委員の名前はちょっと記憶にないのですが、会社で申し上げますと、まず日立製作所の関係、それから石川島造船の関係、それから大手のメーカーの関係では武田薬品、あと中小メーカーでございしますが、鶴見コールド、それからあとは、石炭業者の関係では住友石炭、そのほかの委員としましては、資源技術試験所の研究者の方、以上が構成メンバーでございします。

○岡田(利)委員 私はなぜそれをお聞きするかというと、結局、このメンバーの中には、通産省の工業技術院、資源技術試験所、それから通産省からもメンバーが入っている。そして石炭会社は住友石炭、日立活性炭工業、石川島播磨重工業、武田薬品、鶴見コールド、こういうメンバーによって構成されているわけなんです。しかも一方において、北炭の研究所において粒状活性炭の研究が進められていることもこれはおわかりのとおりだと思ふ。したがって私が非常に懸念することは、新しくつくられる工場というものは、いかなれば、この住友石炭、それから日立製作所活性炭工業、石川島、メーカーとしては武田と鶴見コールド、これに限定をされて出資がされ、それが主体になっ

て工場がつくられる、私はこの委員会のメンバーを見れば、結果的にそうなるのじゃないか、このように考えるを得ないわけだ。しかし一方においては、石炭各社でも研究を進めているところがある。そういう面でも、少なくともこの技術というものは産炭地振興の一貫として進められているわけですから、当然広く公表をされなければならぬし、活性炭の需要と相まって活用もされなければならぬ技術だと思ふわけです。こういう点について、どうも秘密主義的なにおいが強過ぎるのじゃないかと思うのですが、そういう点についてはいかがですか。

○飯島説明員 ちょうど四十一年度事業としてやりました軽量骨材製造事業と、研究の過程、企業化の過程は同じ方式をとっているつもりでございす。委員会のメンバーにそういう方々をお選びしたいきさつについては、一つは、そういう面で非常に研究されているという技術者の方を、私のほうとしまして、私の承知している範囲で御選抜申し上げたのでございす。それからもう一つは、既存のメーカーの關係につきまして、私どものほうの化学工業局を通じて業界に話をしまして、業界の推薦によって選んだということになっております。なお石炭業者の方につきましては、非公式に石炭協会とお話し申し上げまして、従来から資源技術試験所とも研究面で非常に密接に進めておられるということで住友石炭を選んだわけでございます。もちろん申すまでもないことでございす。これは純粹の技術的な観点からの企業化委員会でございまして、正式に新しい会社をつくるという段階におきましては、ちょうど軽量骨材の会社の場合と同様に、公募によりまして新しい会社をつくっていく。したがって、ある特定の会社だけにきましてあらかじめ設定をしておくといい方式はとらないというふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 先ほど、大手メーカーでは武田薬品と鶴見コールの二つがあげられたのですが、しかしわが国のランタからいえば、第一炭素も一

応大手メーカーといわれているわけだ。この三社が大手メーカーである。あと二十数社程度の零細メーカーがある、こう私は認識をしているわけだ。したがってこの第一炭素がこのメンバーから除かれたのは、これは技術上の何か問題ですか。希望がなかったからですか。

○飯島説明員 先ほど申し上げましたように、私のほうの化学工業局を通じて、業界団体があるわけでございますが、その業界団体にお話を通じまして、その業界団体の推薦によってその二社を選んだという経緯になっております。

○岡田(利)委員 私は、こういうわが国の非常に画期的な技術が企業化段階に入る、しかも石炭産業のこういう政策の中で、産炭地振興の一環の面、石炭利用という面、しかも技術的には国際的にも先進的な技術として一応評価しているのではない、こう思っておりますから、非常に賛意を表し、また敬意を表しております。ただ予算化された以上、足りないのは先ほど申し上げましたように潜在需要の開拓、こういう面について非常におくれているのではないのか。少なくとも工場が企業化される段階に入ってくれば、潜在需要というもののついてやはり相当な展望を持っているではないか。しかも現在でも十六万トンを超える潜在需要があると想定されておるわけですから、そういう面の需要喚起、潜在需要の発掘、こういう面について、もう予算も通過したわけなんですから、一段と力を入れますから、そういう関係でメーカーも入っておりますから、そういう関係で展望は持つておられるのでしょうか。もう少し明らかにしなければならないのか。それと同時にそういう面が明確にならない、展望が明らかにならないということは、当初一万吨生産規模の活性炭工場がどうも漸次後退の方向で、半分くらいの規模になるという話まで出ておるように聞いておるわけだ。そうしますと、少なくとも私は、今年度のこの予算は一万吨程度の工場をつくるという前提で融資を考え、そしてまた出資も行なわれたと思うのです。このことは

やはり予算の決定をされたいきさつから見ればどうも大きなズレがある、断層があるのではないかと、こう言わざるを得ないわけだ。この点、予算はすでに通過したわけなんですから、もう秋には工場建設にかななければならぬわけですから、いまだその点が明らかではない、規模についても明らかではないという点については、どうも合点のいかないことなんです。もう少し確信のある説明はできませんか。

○飯島説明員 先ほど来申し上げておりますように、やはり客観的な立場で将来の需要も考え、コストも考え、さらに品質も考えるということ、現在企業化委員会が企業化の計画をつくっていただいているわけでございます。したがって、その企業化委員会の結果を待ちまして、それでできるだけの尊重してやっています。ただしその際に私のほうの判断として、たとえば規模が当初の構想よりも後退しているというような場合には、私のほうの判断によりましてもう少し大きくしたほうがいい、当初計画どおりのほうがいいというような判断がつかずれば、できるだけそういうような面でも、少なくとも産炭地振興政策については努力していかねばいけないというふうに考えているわけでありす。

なお需要喚起の問題につきましては、実態としては、先ほどの大気汚染の面その他におきましては、むしろそういう一定のコストの、一定の品質のものが早くできることを期待しているというような状況でございまして、むしろ早く適当なものをつくっていくというのが当面の課題じゃないかという見方をしております。

○岡田(利)委員 技術院から見えておられますけれども、これは相当長い間検討してきているわけですね。大体三年ないし四年近く、これは研究をやってきたわけですね。そういう面から見ると、大体系生産規模と活性炭の一トンあたりの価格はほぼ——それは若干上限と下限はあるかもしれないけれども、しかし相当着詰まってきたいなければ私はおかしいと思うのです。だから今年度予算化し

たわけですから、そういう点については大体見通しはどうですか。もちろん需要の問題はありますよ。これが売れるかどうかという問題はありますけれども、たとえば一万吨生産すれば当初計画の七万五千円程度でできるかでないか。いま振興課長は十萬円台に乗せたいという話ですが、どうもそれは当初の検討の方向とはずいぶん違うような気がするわけですね。その点についてはどうですか。まだ何か技術的に解明されない分野が依然としてあるわけですか。

○馬場政府委員 この技術的な問題でございす。先生の御指摘のようにここ数年間、こういう問題をわれわれのほうは取り扱ってきたわけでございます。研究をいたしてまいりました。昨年に至りまして、特にこの煙の中から亜硫酸ガスをとるという活性炭を早急に開発しなければならぬという状態になりましたので、特に昨年からそういう問題についてわれわれの研究の主力を直けておるわけでございます。この排煙の中から亜硫酸ガスをとりましてという活性炭は、従来の活性炭よりも少し違った方向の性質を要求しております。一つには固さの問題であります。固いものでございせんか、くずれるといいますか、やわらかくなりますから、損失が多くなる。それからもう一つ、作用からいいますと、亜硫酸ガスをそのまま吸着するより方ではございせんか、吸着いたしましたものを活性炭の内部で SO₂ に変えます。こういった作用を要求しております。この点につきましては昨年度から研究の主眼点を置きまして、ようやく一応のめどに達するところまで現在きたわけでございます。こういうわけで従来の普通の活性炭としての、ただ単に吸着するものというだけではない、別の性質を特に要求されたもので、その点が少し違っておるわけでございます。

それでコストの問題でございす。大体先ほど来お話のございましたようなところが現在のめどになっております。ただ、五千トンか一万吨かという問題でございす。そういう意味で

○岡田(利)委員 次にボタ山の活用の問題ですが、九州では軽量骨材、あるいはまた聞くところによれば、北海道ではいわば赤ズリというんですが、九州では赤ボタというのかもわかりませんが、今度建設省ではそれを道路の下地として利用する、こういう方針が決定したようでございます。そうすると、黒いものは然しても、これを活用するというのが積極的に考えられていいのではないか。私は九州のみならず、産炭地の北海道、常磐についても、これは一方にはボタ山対策をやり、活用方法もやっておるわけですが、その場合ももう少し産炭地振興の一環として、少なくとも国がある程度下地として使う、こういう面をもう少し進めていいのではないか、こういう気持はするわけです。特に骨材のない炭鉱が非常に多いわけですから、そういう面から考えますと、資源の活用にもなりますし、ボタ山対策にもなる。一石二鳥というか、一石三鳥の効果があるとは

思うのですが、こういう点について特に産炭地域振興事業団もしくは振興課のほうで何か検討されておりますか。

○飯島説明員 ボタ山の活用問題につきましては、有澤調査団以来非常に重要な事項として指摘されておるわけでありまして、御承知のように、現在ボタ山をくずして工業用地をつくるということが産炭地域振興事業団の一つの事業の主体になっております。もう一つは、ボタ山のボタを鉱害復旧に使っていくということも現にやっておるわけでありまして。

そのほか、ただいまの軽量骨材に使っていくというようなことが企業化されておるわけでありまして、さらにいまお話しした道路敷きに使っていく。これは特に高速自動車道にいいそうでありまして、これにつきましても、産炭地域振興事業団、特に九州支部が熱心に推進いたしまして、九州地建と相談して、あの焼けボタをだいたい前から試験用に使いまして、これは相当見通しがつきまして、いまだ大量に使い始めておるといふ状況にあるわけでありまして。そのほかそういう公共事業以外の面につきましても、たとえばこれは四十二年度の調査で始めておるわけですが、四十二年度も引き続き進めたいと考えているわけなんです。ボタ山を牧草地に使えないだろうかという問題があるわけなんです。それで、四十一年度の報告を聞きますと、現に牛十頭くらい飼って試験をしているわけですが、結果としては比較的に見通しである。ただ問題は、牧草地に使わせるのに、牧草としての生育についてまだまだもう少し解明しなければいけないということが一つありますし、それからもう一つは、ボタ山につきましても、コストの問題に響くわけですが、せいぜい百円、高くても坪当たり二百円という程度でなければ採算が合わないという問題もございまして、これにつきましても、私のほうとしましては、私のほうの調査を進めておるわけでありまして、さらに農林省の牧草の改良事業というものに何か結びつけるわけにいかないか、御承知

のように農林省のこの事業につきましては相当な国の補助金というものも出ておりますから、これをつぶすことによってできるだけ牧草地自体のコストを引き下げていくという方法がないかというところで、内々農林省とも相談しておるわけでございます。状況はそういうことでございます。

○岡田(利)委員 大量にこれを処理するという場合には、建設省の骨材の代替として下地あたりに使うというのが一番手とり早いと思うのです。そういう機運が出てきたから、一挙に九州、北海道、常磐——そういう面でやはり一つの基準がありますから、正式にこれを活用するといつて基準までは認める。こういう点でやはり認可がないとなかなか末端においてはむずかしいと思うのです。そういう面においても少し積極的にこの問題の解決といえますか活用一段とひとつ努力してもらいたいということを要望いたしておきます。

それから次に、最近技研ですぐに資料も出されておる微粉炭のいわゆる吸着材の問題なんです。これが、このことについて、産炭地域振興と結びつけて特に政策として具体化していくというように検討が行なわれておりますかどうか、お伺いいたします。

○飯島説明員 技研の報告を私のほうとしましても参考にしまして、四十二年度の調査におきまして北海道地区でそれをさらに具体的に検討してみたいということをやりたいというところで、いま検討させていただいておられます。ぜひ四十二年度の調査に取り上げたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 私はこういう技術を活用する政策として実現をしていくという場合に、何といつてもモデルをやらなければいかぬのじゃないか、こう思うのです。特に最近の下水道の普及率は漸次高まってきておるわけですし、そういう国全体の政策から見てもこの問題というのは具体化でき得る時期にきているのではないかと。したがって、あまり小さなところではどうかと思っておりますけれども、人口大体二十万から三十万程度の都市、しかもそれが供給しやすい地点、しかもそういう計画のあるところ、こういう点は自治省とか建設省とタイアップしてモデル的にこれをまずやる。もちろんその場合にはあとの熱活用の問題等も前提として考えなければならぬでしょう。そういう考え方ではないかと、せっかく開発した技術もなかなか実際に具体化しないと思うのです。そういう意味では、活性炭と同じようにまず適当な都市を選定し、そこですべてやってみる、こういうことによつて普及し、これが活用されていくのではないかと。それ以外には相当時間がかかる。技術開発のほうはせっかく実用の段階まで来ておるけれども、実際に実用化されない。そして長い期間を経過してしまふ、こういうことになる危険性が非常に多いと思うのです。そういうふうな考えがあるかどうかお聞きしておきたいと思うのです。

○飯島説明員 先生に非常にいい点御指摘いただいたわけですが、実は私どものほうの四十二年度の調査の検討方針として、モデル方式をとらうじゃないかということをお内部で内々相談している段階でございます。先生のお話もございましたから、ぜひそういう方向で検討させていただきますかと思っております。

問題は、一つはたとえ下水処理施設に使う場合、処理そのものは可能でございますが、あとの残ったものの処理は焼かなければならない。焼く際にはやはりいろいろ悪臭が出てくる。それから必ずしも重油を使った場合のような燃え方をしないのでもないかという問題点がございまして、この点につきましても技術的にもさらに突っ込んでみなければいけないという気がして居るわけでございます。

もう一つは、お話のようにそれを将来モデル的に企業化する場合におきましても、当該地方公共団体との関係がございまして、御承知のような地方公共団体の実情にございまして、国が相当程度カバーするようなことを考えなければいけない。そういう観点からいいますと、これもさらに検討

しなければいけない問題でございますが、出資事業のような形でリスクもそれからコストもカバーしていくようなことを一つの案として考えられるのじゃないかという気がして居るわけですが、○岡田(利)委員 この場合問題は、アメリカあたりでもやっているわけですが、この処理した場合に発生する熱カローリをどう一体活用するか、これが実用化できれば相当の問題について有望であると思うわけですが、そうしますと炭価の面についてもある程度要当な炭価の設定もできるのじゃないかと私は思うのです。東京のようなところでやればこれで発電をするということも考えられるかもしれません。しかし二十万から三十万程度ですとなかなかそうもまいらぬでしょうけれども、そういう熱源をどう一体活用するののだ、こういうことが付帯的に検討されておるのかどうかお聞きしておきたいと思っております。

○飯島説明員 先ほどのモデル方式の検討課題の一つとしてしまして、ちょうど北海道地区に、特に石狩地区の場合は野菜、特に蔬菜の関係、それから園芸作物の関係、これが非常に輸入したりあるいは冬季間なかったりというような事情でございまして、そういう蔬菜、園芸作物というものの熱を活用できないか、これも検討課題の一つにしたいということで、いま内部で相談しているわけでございます。

○岡田(利)委員 一般炭の製鉄関係、いわゆる原料炭の代替としての活用問題について若干お聞きしたいと思うわけですが、つまり一般炭から製鉄用のコークスをつくる、あるいは高炉吹き込みに重油にまぜて吹き込みをする。わが国の重油は非常にサルファが高いわけですが、サルファと製鉄というのはこれはかたき同士の関係にあるわけですから、そういう意味でサルファの少ない一般炭を活用する。大体富士鉄なんかではもう吹き込みの半分は微粉をまぜている。その場合のサルファの許容限界というものがあつた。もしこれがとられないで普通一般の重油を使う場合には、おそらくインドネシアあたりの一番サルファの低い重

しなればいけない問題でございますが、出資事業のような形でリスクもそれからコストもカバーしていくようなことを一つの案として考えられるのじゃないかという気がして居るわけですが、○岡田(利)委員 この場合問題は、アメリカあたりでもやっているわけですが、この処理した場合に発生する熱カローリをどう一体活用するか、これが実用化できれば相当の問題について有望であると思うわけですが、そうしますと炭価の面についてもある程度要当な炭価の設定もできるのじゃないかと私は思うのです。東京のようなところでやればこれで発電をするということも考えられるかもしれません。しかし二十万から三十万程度ですとなかなかそうもまいらぬでしょうけれども、そういう熱源をどう一体活用するののだ、こういうことが付帯的に検討されておるのかどうかお聞きしておきたいと思っております。

○飯島説明員 先ほどのモデル方式の検討課題の一つとしてしまして、ちょうど北海道地区に、特に石狩地区の場合は野菜、特に蔬菜の関係、それから園芸作物の関係、これが非常に輸入したりあるいは冬季間なかったりというような事情でございまして、そういう蔬菜、園芸作物というものの熱を活用できないか、これも検討課題の一つにしたいということで、いま内部で相談しているわけでございます。

○岡田(利)委員 一般炭の製鉄関係、いわゆる原料炭の代替としての活用問題について若干お聞きしたいと思うわけですが、つまり一般炭から製鉄用のコークスをつくる、あるいは高炉吹き込みに重油にまぜて吹き込みをする。わが国の重油は非常にサルファが高いわけですが、サルファと製鉄というのはこれはかたき同士の関係にあるわけですから、そういう意味でサルファの少ない一般炭を活用する。大体富士鉄なんかではもう吹き込みの半分は微粉をまぜている。その場合のサルファの許容限界というものがあつた。もしこれがとられないで普通一般の重油を使う場合には、おそらくインドネシアあたりの一番サルファの低い重

しなればいけない問題でございますが、出資事業のような形でリスクもそれからコストもカバーしていくようなことを一つの案として考えられるのじゃないかという気がして居るわけですが、○岡田(利)委員 この場合問題は、アメリカあたりでもやっているわけですが、この処理した場合に発生する熱カローリをどう一体活用するか、これが実用化できれば相当の問題について有望であると思うわけですが、そうしますと炭価の面についてもある程度要当な炭価の設定もできるのじゃないかと私は思うのです。東京のようなところでやればこれで発電をするということも考えられるかもしれません。しかし二十万から三十万程度ですとなかなかそうもまいらぬでしょうけれども、そういう熱源をどう一体活用するののだ、こういうことが付帯的に検討されておるのかどうかお聞きしておきたいと思っております。

ね。一番いいところをとにかく特細粉として供給しなければならぬ。しかし、特細粉にすることによって単価は下がるわけですね。普通一般に売るよりも単価が下がるという面があるわけですね。これがある程度原料炭と同じように扱われる、あるいはまた原料炭と同じような政策的な措置を講

後の製銑技術の進歩に合わせまして、これは西独あたりでも現にやっておりますけれども、高炉への吹き込み問題等、これは重油の代替にもなるわけでございますが、そういうような諸措置につきましては、岡田先生の御意見に全く同感でございます。私どもとしまして、ただいま炭業課長から御答弁申し上げましたが、もっとより積極的

に關係業界とも提携するような形をとりまして、共同研究という形をとりまして積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

最近原料炭の問題につきましては、製鉄業界自身におきまして原料炭確保についての長期対策というふうなことにつきまして、非常に真剣になつてまいつておりますので、こういう機運をつかまえて、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 いま炭業のほうからも言われた一般炭のコークスの適用ですね。この面については新技術開発事業団ですか、こういう面で新しい技術を実用化する場合に取り上げるのでしようけれども、技術院としてはこういう面についても研究は行なわれておりますか。

○馬場政府委員 工業技術院といたしましては従来資源技術試験所におきまして、石炭技術とも密接な連絡をとりましてこういう問題を従来取り上げております。また科学技術庁に資源調査会というのがございますから、そこでこの原料炭の問題を数年前から取り上げて、どういうふうにしてこれを技術的に解決するかということについて、先ほどお話のございました八幡製鉄所あるいは日本鋼管、それから富士鉄、また石炭技術、それからわれわれのほうの資源技術研究所、こういったところで相談いたしました、それぞれの方式を分担いたしまして、一応そういう成果が最近まで出てきております。先生御指摘のようないろいろな問題について、技術的な面だけでございますが、解決のめどを次第に得つつあるというのが現状でございます。

○岡田(利)委員 日本鋼管福山でこの研究が一番進んでおるように私は聞いておるわけです。しかもそういう面では、大体いままでの実績から考えて、余熱法による一般炭のコークス化は、装入量をまず増加するという問題、あるいは乾留時間というものが短縮される。コークスの強度が増す、こういう効果が実はあらわれておるわけです。しかも弱粘結に混合するわけですからいいわけ

る強粘結の比率というものが下がってくる。これで強粘結炭の消費が節約になる、こういう効果が現れているわけですね。私はそういう点で、試験段階はそういう実用化したいという側でも相当進んでおる、こう実は見ておるわけなんです。いろいろ私もはそういう話を聞くわけですが、これを今後進めていく場合に、やはり共同研究といふか、政策的にこういうシステムをつくらなくちゃならぬのではないかと。日本鋼管あるいは富士鉄だ、あるいは八幡だ、こう個々ばらばらでそれぞれ地域の最も安い炭と協力しながらやる、こういうことではどうもこのコークス化の問題はなかなか進まないのではないかと。そういう意味では研究利用の一つの実施を前提にした、もう一歩進んだ政府の委員会のようなものもつくり、それをある程度助成するというか、ささえるという形の中で、相互理解、相互認識、相互開発、お互いに協力し合つてこの実用の段階にいくという方向を切り開くべきだ、こう思うのです。これは産炭地振興でもないわけで、純技術的な問題になるわけですから、しかし原料炭確保、できるだけ輸入原料炭を節約する、そうしてまたいま最も需要困難な一般炭を原料炭に活用するというのは、国の大事な政策の中で最も注目されなければならぬ問題ではないか、こう思うわけです。したがって、そういう委員会をつくるべきではないかと、共同研究機関といふんです、調査機関といふんです、研究機関をつくるべきではないかと。そうすることによって各社の進んでいる技術も公開されるのじゃないか。その点あまり秘密はないですよ、方法は大体きまっていますわけなんです。そういう点についてぜひひとつ検討してもらいたいと思うのですが、局長いかがですか。

○井上(亮)政府委員 全く同感でございます。先生おっしゃるような方向で、特に共同研究あるいは実用化のために、需要家にも熱心になつていただいたのそういう強い連携体制をつくつてまいりたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 需要の面から言いますと、従来

一般精炭の需要が非常に困難だ。特に一般炭の場合は非常に困難である。漸次火力発電所が建設されて、電力向けに比重が大きくなつてきて、何とか需要が安定するのではないかと、実はこういうお話を聞いているわけですね。しかしいまのスクラップアンドビルド政策というのは、結局大型炭を集中的に生産するということですね。大型炭以外、いわゆる雑炭といふんです。そうしますと、精炭以外、いわゆる雑炭といふんです。これもまた比較的炭鉱に集中して生産されるというところに私は注目しなければならぬと思つておるのです。そうしますと、従来の感覚で、これらの精炭以外の雑炭というものはあまり取り上げないという立場に立つと、いま石炭局として昭和四十五年には雑炭は四十万トンだ、私はこの計算は非常に納得できないわけですね。すでにいま精炭として売られている中にも雑炭が入つて

いる。電力関係は、われわれに言わせれば、雑炭が精炭として入つていく。要求される炭がありまから。五千万トンくらいになれば、従来雑炭のものが製品炭とまじつて五千万トンの炭がつくられて供給されるわけですね。そうすると雑炭のものが入つていくわけですね。あるいは微粉炭の活用が考えられる。私先般常磐に参りましたら、三万二千キロですか、数字はちょっとはつきりしませんが、常磐としては平に自家発電をつくる、こういうわけですね。しかもこれは精炭を使うのではなくて、微粉炭でやる、いわゆるフランクスで開発をした技術を採用してやる。すでにこれは日本でもユニットは小そうございまして微粉炭も実用化されているのです。こういう中で微粉炭の活用が行なわれるという政策が、これは電力会社はなかなかうんといいませんから、自力で、三万程度の自家発電でやる。しかもこれは技術的にそう問題はないわけですね。私は、そういう面から考えれば、石炭産業の企業の安定というのは、人間が地下に入つて機械で掘り出されてくるものは、焼いて軽量骨材で使えばいいのですけれども、たけば燃えるものはできるだけ利用するという立場に立

たなければならぬのではないかと、そうなるべくとこれは需要問題がかわつてくるわけですね。そういう点について若干私は再検討しなければならぬ時期にきているのではないかと、こう実は判断をいたしておるわけです。

この常磐の場合の微粉炭による火力発電についてお聞きしておこうと思つたのですが、これは技術上に何か問題がありますか。あるいはまた石炭局でフランクス、微粉炭をドライにかけてそのまゝ、一ミリアンダーくらいだと思つたのですが、そのまゝ、大体十萬前後くらいだと思つたのですが、そのぐらゐの規模で発電が行なわれているわけですね。でも、どうせ石炭は砕くわけですからね。きのう共同火力に参りましたら、初めの三万五千キロワットあるいは七万五千の場合、大体五ミリアンダーくらいですけれども、しかし新鋭火力の一番大きいやつは、これは灰をとかしてやるわけですね。そうしますと三ミリアンダーまでくつて下がつてきていくわけですね。大体微粉の場合には普通一般炭二ミリアンダー程度、こう見ているわけですね。そうなりますと微粉炭の活用というものが当然考えられるわけですね。こういう点についてむしろ炭鉱会社は自力でいろいろ考えてやられているわけですが、こういう技術について特に石炭局としてお伺いしておきたいと思つた。

○小林説明員 常磐炭鉱の平炭発電所につきましては、四十二年度から近代化資金を出しまして、積極的にこれを支援するということになつております。当時平炭発電所がなぜ微粉を使わなければならぬかという問題について研究したのでございまして、あすこにある藤原川をよごすことを避けるという意味で、できるだけ微粉炭を回収しまして、それを発電所に燃して公害防止をはかるという意味と、それから山元におきまして低品位の微粉炭を一切がさい活用するという精神から、常磐の平炭発電所が企画されたというふうに私は聞いております。したがつて、従来一般の商業用の発電所には、たとえば二ミリアンダーの微粉について

よりたけない、こういう宣伝でやってきたということは事実なわけです。しかしこれも大体限界にきておる、こう言わざるを得ないと思うわけです。ね。それではどうしても製造単価というものが大衆向けではないというのが、最大の欠陥だと私は思います。私は考え方を逆になければいかぬと思うわけです。いわゆる大量にしてしかも効率のいいコールドヒーターというものが安い価格でできる、そのコールドヒーターに合わせる石炭をそれぞれつくればいいわけです。だから考え方が逆なんです。いまのところ各社でやっているから、各社は自分の炭がたける。それ以外をたくと故障が起きてても責任を負えませんが、こういうことなんです。これは逆にしなければならぬと思う。そうすることによって、共同でコールドヒーターを開発する。そしてテレビとか家庭用に普通あるような冷蔵庫くらいの値で買えるということになれば、

この面における暖房用炭の確保というものは期待できるのではないかと私は思う。特に寒地の場合にはこの面を期待できると思うのです。したがって、こゝまで石炭政策がきたわけですから、調整課あたりでコールヒーターの開発委員会といいますか、そういうものをつくって思い切った手をつけるべきじゃないか。これこそは、ある程度補助を出しても私はいいい問題だと思うのです。それくらいは決意があれば、このことはできると思うの

です。そういう点についてどうお考えになりますか。お聞きしておきたいと思います。

○千頭説明員 コールヒーターの問題につきましては、先生おっしゃいましたように住友のストカマチックコールヒーターなど大型のものが出ておりますが、これが現在一台二十万に近い値段で販売されておりまして。生産量といたしましても千台とか二千台とか、多く事業用でございます。したがって、私どもといたしましては先生の御提

案のごとくこれをコンパクト・タイプにいたしまして、せいぜい五万以内のところで販売できるようにすれば、相当の需要がつくのではないかという見通しを立てておりますが、本年度の予算にお

きましては従来の貯炭式のストーブを改良するといふことで予算を組んだわけでございますが、さらに第二年度といたしましてはコールヒーター関係を中心に予算をつけてまいりたい。その結果実用化段階といたしましては、たとえばこれを公立の小中学校に配付するなど助成をいたしまして、そこでもって、それを軸にしまして一般的にも使えるような対策を考えたらどうかというふうに現状では考えております。

○岡田(利)委員 こういう予算を受けとめて、これはどういう機関でやるわけですか。たとえば貯炭式のような場合、この予算を受けて、そういう開発を進めていくという場合に、いまだどこでやっておられるのですか。

○千頭説明員 ことしの予算は道立工業試験所のストーブ関係をやっておるところにつけております。

○岡田(利)委員 コールヒーターの場合も、大体同様な考え方ですか。

○千頭説明員 コールヒーター関係につきまして、道立工業試験所が適当かどうかということは問題があると思ひますので、コールヒーターになりますれば、どこを主体にしてやらせるかということについては、あらためて検討したいと思ひます。

○岡田(利)委員 いずれにしても、売る側に積極的に参加をさせてやることが、頭の切りかえをさせるためにも、これを入れてやらせなければだめだ、せつかくつくってあつても熱がないとさっぱり進まないわけです。ですから、政府がこれだけの石炭政策を考え、いろんな面にわたって需要の問題を考えておるわけですから、ある程度エキスパート、学者がおるのですから、そういうものに参加させる。こういう方向でそういうようなものが開発された場合には、それに即応する体制が各社ともとられる、そういう体制を築くべきではないか。これはどこでやってもけっこうですから、そういう場合には、そういう点について十分配慮していただきたいことを申し上げて

おきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 お説のように努力いたしたいと思ひます。

○岡田(利)委員 それでは時間がきたので終わります。

○多賀谷委員長 次会は、明二十九日午前十時三十分から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十五分散会

昭和四十二年七月一日印刷

石炭対策特別委員会議録第十六号中正誤	
二一 段 行	誤
二一 三 明白	明日
同 第十七号中正誤	
二二 段 行	誤
二二 三 二十なんなん	二十になんなん
二二 三 悪盾環	悪循環